



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社環境管理センター  
代表者名 代表取締役社長 水落 憲吾  
( J A S D A Q ・ コード 4 6 5 7 )  
問合せ先 経営企画室長 浜島直人  
電 話 042-673-0501 ( 直 通 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月24日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 農業に係る事業について、事業内容の明確化を図ることを目的に、現行定款第2条(目的)を変更します。
- (2) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、業務繁忙期と決算期をずらすことにより、事業運営の効率化を図ることを目的に、事業年度を毎年7月1日から6月30日までに変更し、現行定款第12条、第13条、第38条、第39条および第40条に所要の変更を行います。また、事業年度の変更に伴う経過措置として附則を設けます。
- (3) 補欠監査役の任期について明確化することを目的に、現行定款第28条および第29条に所要の変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) _____ ~ (条文省略)</p> <p>(26) _____</p> <p>(27) <u>農産物の生産・加工・販売</u></p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(招集の時期および開催場所)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都内において開催する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) _____ ~ (現行どおり)</p> <p>(26) _____</p> <p>(27) <u>農業に係る検査・測定・コンサルティング・試験栽培・研究</u></p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(招集の時期および開催場所)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>9月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都内において開催する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることがないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>を基準日として、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年<u>12月31日</u>を基準日として、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第38条の規定にかかわらず、第45期事業年度は平成26年4月1日から平成26年6月30日までの3ヶ月間とする。なお、本附則は第45期事業年度経過後これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

- ・取締役会決議 平成26年5月30日
- ・株主総会開催日 平成26年6月24日
- ・定款変更の効力発生日 平成26年6月24日

以 上